

飯能市立原市場小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のため児童が自主的に行う活動に対して支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ①児童対象のいじめについてのアンケート調査 年2回

②QU アンケート調査・検証 年2回

③保護者対象のいじめについてのアンケート調査 年1回

(イ) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、
（さわやか相談員）（スクールカウンセラー）

<活動>

①いじめの早期発見に関すること

（情報交換、アンケート調査、教育相談等）

②いじめの防止に関すること。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

<いじめ防止指導計画>

	項 目	時 期	
い じ め 防 止 の た め の 取 組	児童が主体となった活動	異学年交流の実施 なかよし遠足・なかよし集会・遊び	通年
		学級活動での話し合い活動の充実	年間指導計画による
		縦割り清掃活動の実施	通年
		なかよし月間～なかよしの木～	10～11月
	教職員が主体となった活動	一人一人の実態を把握した分かる授業の実施	通年
		校内研修・授業研究会の実施 「人間関係づくり」	通年 研修計画
		人権作文への取組	5月
		人権の視点に立った授業の一斉公開 (学校公開日)	11月
		教育課程説明会での学校の方針説明	4月
		参観日の懇談における話題提供と話し合い	4月・7月 12月・2月
		グループ・エンカウンター継続実施	毎月1回
	いじめの早期発見の手立て	児童の発する具体的なサインの集約と対応(情報交換・いじめ防止委員会)	毎週
		児童へのアンケート・教育相談の実施	6月・10月
家庭訪問の実施		5月	
保護者アンケート・保護者面談の実施		11月	
学校評価による取組の評価		1月	
職員会議での情報の共有		通年	
進級時の情報の確実な引き継ぎ		年度末	
QUアンケート調査・検証		5月・10月	

